

日ロ「経済協カプラン8項目」の具体化が進展 -ロシアでの投資機会の拡大は日本企業にとってプラスに-

当レポートの主な内容

- ・12月15-16日の日程で開催された日ロ首脳会談では「経済協カプラン8項目」の具体化推進で合意されました。経済協力により両国の関係を強化することによって、領土問題解決に向けた雰囲気作りを目指したものと考えられます。
- ・領土問題解決のハードルの高さが改めて浮き彫りとなりましたが、日本企業のロシアでの投資機会が拡大するとみられる点については、前向きに捉えることが出来ると思われま

さまざまな分野で合意された経済協カプラン

日ロ首脳会談後に行われた共同記者会見では、北方4島における漁業、観光、医療などの分野での共同経済活動を、「特別な制度」の下で実施するための協議を開始することが表明されました。また、「経済協カプラン8項目」の具体化推進のほか、元島民が北方4島へ墓参する際の手続きの簡素化、などでの合意がみられました（図表1に北方領土の周辺図、図表2に日ロ首脳会談での主な合意事項を掲載）。

今回、領土問題については具体的な進展はみられませんでした。しかし、「経済協カプラン8項目」については、日本側の投融資の総額が3,000億円規模となるなど、一定の成果が上がっていると考えられます。具体的には、エネルギー開発に関して、ロシアの天然ガス大手のガスプロムと三菱商事が戦略的協業で覚書を交わしています。また、三井物産が、ロシアの製薬大手のR-Pharmと資本提携の覚書を交わすなど、エネルギー分野にとどまらず、ヘルスケアや居住環境などの幅広い分野で合意が行われた点が注目されます。

図表1 北方領土の周辺図



図表2 今回の日ロ首脳会談での主な合意事項など

日ロ首脳会談のポイント

- 北方4島での“特別な制度”下での共同経済活動実現へ協議開始
- 共同経済活動の調整に関する合意は日ロの平和条約に関する立場を害するものではない
- 元島民が北方4島へ墓参する際の手続きの簡素化

「経済協カプラン8項目」に関する合意事項例

- ①ヘルスケア分野
資本提携の覚書：R-Pharm、三井物産
- ②良好な居住環境の創出に向けた都市づくり
プロジェクト実施の基本合意：日建設計
- ③日ロ中小企業交流
ロシア中小企業発展公社とジェットロの中小企業分野における覚書
- ④エネルギー開発
戦略的協業の覚書：ガスプロム、三菱商事
- ⑤産業多様化・生産性向上
肥料尿素プラントプロジェクト推進に関する覚書：JSC Ammoni、三菱重工業、双日
- ⑥極東の産業振興・インフラ整備
温室野菜栽培事業拡大に向けた温室拡張工事に関する覚書：ハバロフスク地方政府、日揮
- ⑦先端技術分野
郵便・物流システム事業における戦略的協業に関する覚書：ロシア郵便、東芝
- ⑧人的交流
日本・ロシア連邦の高等教育機関協会の創立に関する了解覚書：モスクワ大学、東北大学

（図表1の出所） 外務省資料より岡三アセットマネジメント作成

（図表2の出所） 各種報道より岡三アセットマネジメント作成

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

領土問題については継続協議へ

これまで日本政府は、北方4島の帰属問題を解決し平和条約を締結することを基本姿勢とする一方、領土問題の解決に当たっては、北方領土の日本への帰属が確認されるのであれば、返還の時期・態様については柔軟に対応するとして交渉に臨んできました。

2001年の「イルクーツク声明」では、プーチン大統領と森首相（当時）により「日ソ共同宣言」が交渉の出発点であること、その上で「東京宣言」に基づいて4島の帰属問題を解決し、平和条約を締結することを再確認しています（図表3）。

今年、安倍首相はプーチン大統領に「新たな発想に基づくアプローチ」により、北方領土問題を含む平和条約締結交渉を進めることを提案しました。しかし、今回の首脳会談では、まずは「経済協力プラン8項目」の具体化を軸に、日口間の経済協力を進展させることの合意に留まり、領土問題の解決については継続協議となりました。

図表3 北方領土を巡るこれまでの経緯

1855年	日魯通好条約（下田条約）	日口間で調印された日魯通好条約（下田条約）で択捉島とウルップ島の間の両国の国境を確認。
1945年8月	ソ連対日参戦	1945年8月9日、ソ連は「日ソ中立条約」を無視して対日参戦。8月28日から9月5日までの間に北方4島を不法占拠。
1946年	北方4島編入	ソ連が北方4島を一方向的に自国に編入。（以降、今日まで不法占拠が続く。）
1956年10月	日ソ共同宣言	ソ連は平和条約締結後に歯舞・色丹の2島を日本側に引き渡すことに同意。
1991年4月	日ソ共同声明	北方4島が平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることを初めて文書で確認。
1993年10月	東京宣言	4島の帰属問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国間の合意文書、法と正義の原則を基礎として解決を目指す。
1998年4月	川奈合意	平和条約が東京宣言に基づき4島の帰属問題を解決することを内容とすることで一致。
2001年3月	イルクーツク声明	日ソ共同宣言を交渉の出発点と位置づけ、法的有効性を文書で確認。その上で、東京宣言に基づいて4島の帰属問題を解決し、平和条約を締結することを再確認。

（出所）外務省および内閣府資料より岡三アセットマネジメント作成

原油依存からの脱却を模索するロシア

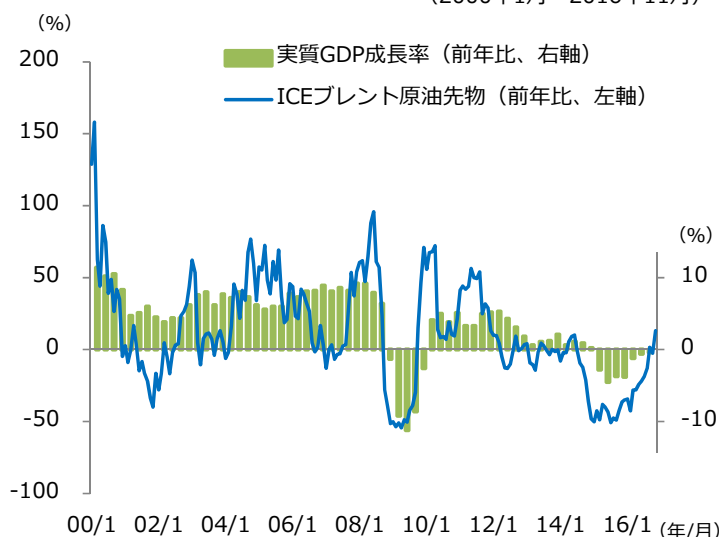
ロシアは、輸出に占める燃料・エネルギー製品の比率が約7割を占めており、政府の歳入の5割弱を石油・ガスの輸出税などに依存しています。そのため、ロシア経済は、原油などのエネルギー市況の影響を受けやすく、原油価格が上昇すると成長が押し上げられやすい反面、原油価格が下落すると経済成長も低迷しやすいという面があります（図表4）。

ロシア政府にとって、こうした市況に左右されやすい不安定な経済体質からの脱却は課題であり、それだけ日本の経済協力に対する期待も大きいと思われます。そのようなロシア側の事情を踏まれば、日口間の経済協力プロジェクトは、今後、拡大・発展する余地が大きいと考えられます。

今後、具体化が進むとみられるプロジェクトに関連する企業には、受注などを通じた収益機会の拡大が期待されます。

図表4 ロシアの実質GDP成長率と原油価格（前年比）の推移

（2000年1月～2016年11月）



（注）実質GDP成長率は2000年1-3月期から2016年7-9月期（四半期）

（出所）Bloombergのデータより岡三アセットマネジメント作成

以上（作成：投資情報部）

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）

- お客様が換金時に直接的に負担する費用

信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内

- お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担

：純資産総額×実質上限年率2.052%（税抜1.90%）

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

※監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社

事 業 内 容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登 録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号

加 入 協 会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

カスタマーサービス部 フリーダイヤル **0120-048-214**（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）